

## 第4編 復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、自ら管理する施設及び設備の被害状況を緊急点検するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

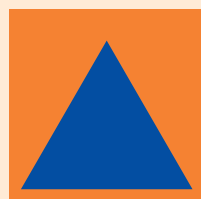
国民保護措置に要した費用で市が支弁したものについては、原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行います。

## 第5編 緊急処理事態への対処

大規模テロ等の緊急処理事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急

対処措置）を実施します。

右のマークは、ジュネーブ諸条約の第一追加議定書第66条3に規定されている**特殊標章**です。  
国民保護措置を実施する要員、建物や物品を保護し、避難所を識別するためのものです。



### 参考

田原市国民保護計画は田原市のホームページ **田原市内 各種計画** でご覧になれます。

<http://www.city.tahara.aichi.jp/>

### その他参考資料

愛知県の国民保護 <http://www.pref.aichi.jp/bousai/kokuminhogo-top.htm>

国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>  
(内閣官房)

発行 田原市消防本部防災対策室 平成18年12月

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
TEL.0531-23-3548 FAX.0531-23-0180  
Mail-saigai@city.tahara.aichi.jp

# 田原市国民保護計画を作成しました

田原市国民保護計画は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）の規定により、愛知県国民保護計画に基づき作成しました。万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を迅速・的確に行うための計画です。

## 今なぜ「国民保護法」が必要なのでしょう。

現在、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低いと思われていますが、国内の組織や国際テロ組織等による様々なテロ事件や日本海における武装不審船の出現など、新たな脅威や平和と安全に影響を与える様々な事態への対応が国際社会に差し迫った課題となっていることも事実です。

万が一、このような外国からの武力攻撃やテロなどが発生した場合、国、県、市が皆さんの生命、身体及び財産の安全を守るためにどのように連携し、どう対応するかということ事前に十分検討し、備えておくことが大切であるとの考えから、「国民保護法」が制定されました。

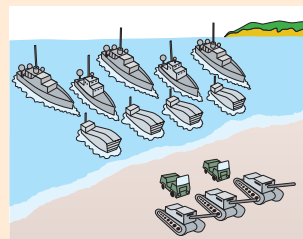
### 想定される事態とは

#### ■武力攻撃事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃のパターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについては一概にいえませんが、次の4つの類型を想定し、留意すべき事項を明らかにしています。

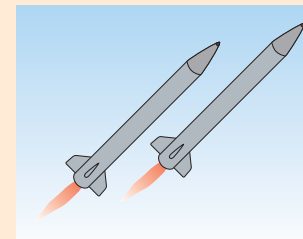
##### 着上陸侵攻

●船舶により上陸する場合、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。



##### 弾道ミサイル攻撃

●攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。



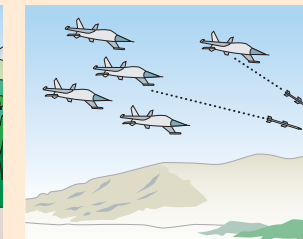
##### ゲリラや特殊部隊による攻撃

●核兵器や化学兵器が使用されることも想定されます。



##### 航空攻撃

●兆候を察知することは比較的容易ですが、攻撃目標を特定することが困難です。

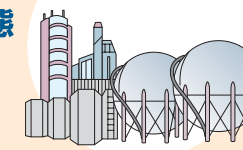


#### ■緊急処理事態

緊急処理事態とは武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいいます。攻撃の対象施設や攻撃の手段種類により、次のような事態例が考えられます。

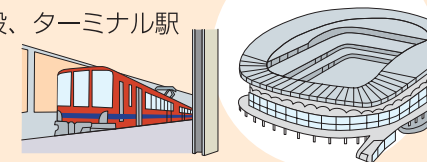
##### ●危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊。  
石油コンビナート等の爆破。



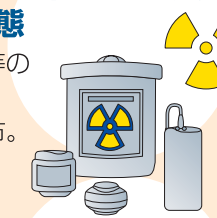
##### ●多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破。  
列車等の爆破。



##### ●多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散。  
炭疽菌、サリン等化学剤の散布。  
水源地に対する毒素等の混入。



##### ●破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

航空機等による自爆テロ。



## 第1編 総論

市には、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び緊急対処事態において、次の2つの責務があります。

- ①自ら国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処保護措置）を実施すること
- ②田原市において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進すること

市の基本的方針は、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期すことです。この場合の留意

点は次のとおりです。

- ①基本的人権の尊重
- ②国民の権利利益の迅速な救済
- ③国民に対する情報提供
- ④関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤国民の協力
- ⑥高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 第2編 平素からの備えや予防

市は、国民保護措置を実施するため、職員の参集基準を定め、国、県、近隣市町村や関係機関との連携体制や情報収集・提供等の体制整備を図り、武力攻撃事態等に備える体制の整備に努め、国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について定めるとともに、職員、消防団、自主防災会等に対して、武

力攻撃事態等への対処能力の向上を図るための研修や訓練等を行います。また、武力攻撃災害による被害を最小化するため、住民に国民保護に対する正しい知識を広報誌等を通じ啓発するために必要な事を定めています。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### ◎市の体制、関係機関との連携

市は、突然多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の被害が出た場合、武力攻撃事態等の認定が国から行われる前の段階においても、国民の生命、身体及び財産の保護をする必要があります。そのため、そのような事態が発生した場合の初動体制の確立及び関係機関からの情報を迅速に集約・分析し、被害に対する応急活動を実施するとともに、県、国に事態の発生を伝達し被害の軽減に努めなければなりません。その場合、市対策本部の組織構成や自衛隊部隊等関係機関の派遣要請の求め方等をあらかじめ定めています。

### ◎警報や避難の伝達、救援、安否情報の収集

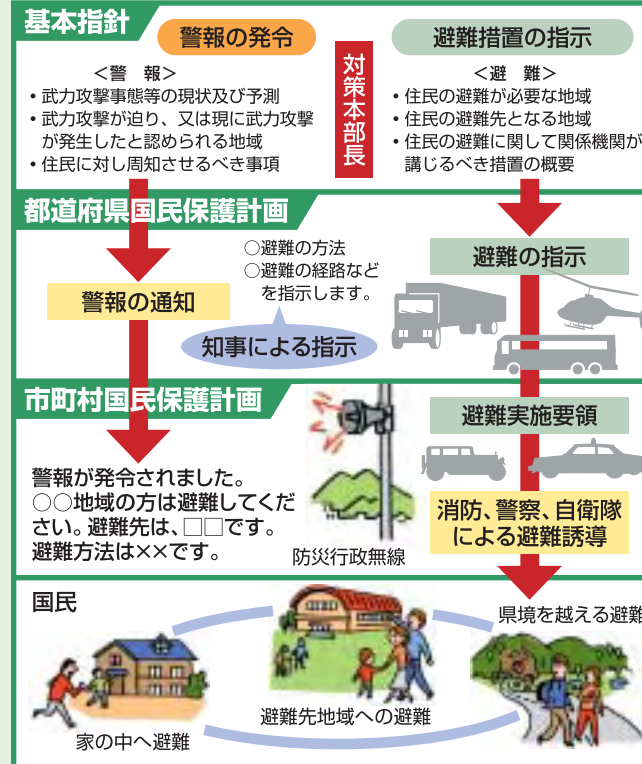
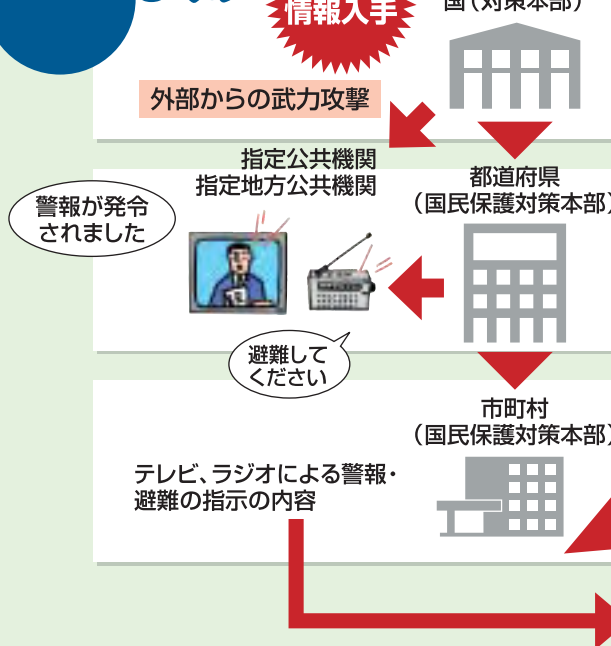
市は、武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護する必要があります。住民に対し、迅速かつ適切な情報の提供が必要になるとともに、

避難場所や避難方法、救援活動や安否情報の収集方法等についても事前に計画しておくことが大切です。そのため、国から通知される警報や避難の通知を受けた場合の住民への伝達方法や避難住民の誘導方法、県から救援の指示を受けた場合の救援活動、収容施設、医療の提供方法、安否情報の収集、提供方法等について定めています。

### ◎武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処として、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保等に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があります。また、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があるときは、自らの判断に基づき、避難の指示や警戒区域の設定を行う必要もあります。そのため、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方や通報及び応急措置としての避難指示や警戒区域の設定、応急公用負担等について定めています。

### 避難のしくみ



### 救援のしくみ



### 武力攻撃に伴う被害の最小化

国・都道府県・市町村が協力して対処

<p>生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。</p>	<p>危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。</p>	<p>警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。</p>	<p>消火、救急及び救助の活動を行います。</p>
---	--	--	---------------------------